

# 第31回議会運営委員会記録

令和4年12月12日

【開催日】 令和4年12月12日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時20分～午後4時24分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【参考人】

参考人	樋口 晋也		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 議会活動の正常化を求める陳情について（参考人招致議決）
- 2 正常な議会運営に関する陳情について
- 3 議会活動の正常化を求める陳情について
- 4 その他

---

午後3時20分 開会

---

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより、第31回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく申し上げます。まず、付議事項1点目です。「議会活動の正常化を求める陳情」について、参考人招致についてお諮りしたいと思います。「議会活動の正常化を求める陳情」の

陳情者を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りするわけですが、これについて、陳情者を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。参考人には、陳情者であります樋口晋也さんをお呼びしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時について、「正常な議会運営に関する陳情」の参考人招致終了後としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。なお、対面形式でやるということですが、これについてもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、暫時休憩します。

---

午後 3 時 2 4 分 休憩

---

---

午後 3 時 2 6 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。続きまして、付議事項 2 点目です。「正常な議会運営に関する陳情」についてを議題として審査をしたいと思います。本日は、参考人として陳情者であります樋口晋也さんの出席を得ております。まず、審査に入る前に、樋口さんから、資料等を見るためにパソコンを使いたいとの申入れがありました。これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにお願いしたいと思います。それでは、委員会を代表して、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げるとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べいただきますよう、お願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題

の範囲を超えないようにお願いします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、御了承願います。それでは、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。それでは、樋口晋也さんお願いします。

樋口晋也参考人 「共産党市議団をぶっ壊す」をテーマにしております樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、「正常な議会運営に関する陳情」ということで提出させていただいております件につきまして、文書については、もう配付させていただいておりますので、省略させていただきたいと思っております。例えば、執行部が、会議の持ち方、会合の持ち方について、各部あるいは各課で基準を設けているものではないと認識しております。やはり、トップダウンというか市役所としてどのようなコロナ対策に取り組むかということが大事だということでの、要するに市長の責任というものを明確にした中で、そういう運営がなされていると思っております。当山陽小野田市議会では、特に広聴特別委員会を拝見しておりますと、何が根拠で何が根拠でないのか分からない中で決定されていると。ぐだぐだの中で決められているとしか見えません。事務局にお尋ねしますが、モニターの委嘱式は、全部で何人集まりましたか。ざっくりでいいですよ。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。はい、では。

島津議会事務局次長 モニター、議員、事務局、議長も合わせますと約25人いたかと思っております。

樋口晋也参考人 はい、ありがとうございます。25人ということで、今日も広聴特別委員会がありまして、人数制限等についても議論されたわけですが、なかなか論拠がない。委嘱式は良くて、意見交換会は駄目だと。委嘱式は議論をしないからいいんだという分からない議論がありましたが、委嘱式でも各委員が発言しておるという状況を鑑みれば、今

この状況で、コロナ禍ということで、その会を中止にするというのはいかなるもんなかなど。これは私の個人的な意見です。ただ、組織として、どのような状況になったら会をこのような条件で開催する等ですね、やはり議運で、議会としての統一見解を持つべきではないかと考えております。以上です。

大井淳一郎委員長 ただいま、樋口参考人から説明がありましたが、この点について、委員から質疑等がありましたらお願いしたいと思っておりますが、ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、質疑はないということです。以上で質疑を終了します。参考人の方に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝します。頂きました貴重な御意見等は、今後本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会をここで休憩します。御協力、誠にありがとうございました。

---

午後 3 時 3 2 分 休憩

---

---

午後 3 時 3 8 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、議会運営会を再開します。続きまして、付議事項 3 点目、「議会活動の正常化を求める陳情」について審査を行います。本日は、参考人として陳情者であります樋口晋也さんの出席を得ております。まず、審査に入る前に、この陳情書につきましてパソコン等を使いたいということですので、これを許可したいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、パソコンの使用をお願いします。それでは、委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず本委員会に出席していただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げます。

もに、本日は忌たんのない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっていきますので、御了承願います。それでは陳情書の内容について参考人から説明を求めます。それでは樋口晋也さんお願いします。

樋口晋也参考人 「共産党市議団をぶっ壊す」。陳情者の樋口です。どうぞよろしくお願いたします。委員長、話を進めるに当たり、この陳情書の内容、具体的に言いますと、この赤旗及び明るいまちの資料をこれに出しておりません。しかし、個別具体的に、この共産党の悪行三昧を御説明差し上げるのに、どうしても資料として必要ではなかろうかということで、政倫審請求の取下げをめぐる一連の事項について、及び私が共産党市議団に出しました公開質問状、そして公開質問状への共産党からの回答、この三つを新たに資料として御採用いただきたいということで、御審査のほどよろしくお願いたします。

大井淳一郎委員長 ただいま、参考人から、資料の追加及び説明ということで申出がありました。中身を確認して皆さんにお諮りするため、暫時休憩したいと思います。

---

午後 3 時 4 0 分 休憩

---

---

午後 3 時 4 5 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。先ほど、樋口参考人から、資料を提出したいということでしたので、委員にお配りして中身を確認してもらいました。これを追加資料とすることについてお諮りしたいと

思います。これを追加資料として提出することについて、皆さん御異議はないでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしということですので、これを認めたいと思います。それではこれを踏まえて、陳情書について、樋口参考人から説明していただければと思います。

樋口晋也参考人　それでは、発言させていただきます。まずは、陳情書に大きく三つの項目を書いております。この三つについて、まず申し上げます。まず一つ目が、庁舎内における新聞赤旗の購読、勧誘、配布、集金の問題ということですが、実際に私自身がこれらの行為について、現職職員から証言を得ております。1人、2人ではありません。正確に言えば8人おります。しかし、名前や部署等については、一切触れることはできません。さきの一般質問で、この認識は私だけではなく、行政は調査するという回答ではありましたが、それらの行為があることは執行部も把握している旨の見解が示されました。その際に、公明党についての言及もありましたが、公明党については、それらの取引を行う場所について、一定の配慮がなされているということでありましたが、共産党市議団によるそれらの取引は、そういうことも配慮されていない、無謀な非常識な現状というものが明らかになったと認識しております。私は先月、11月22日に、藤田市長名で、公文書不存在決定通知書を受け取りました。これは、11月11日付けで市に提出しました、共産党又は本市共産党議員から、役所内において、明るいまち等の取引に関わる許可申請書の提出の有無と、その写しについての情報公開を求めたものです。が、結論は、当該公文書が作成又は取得されていないため、先ほど申しましたように、不存在の決定通知書が来たということであります。ということは、共産党議員団は、許可も受けずに、庁内での活動を行っていたと。これが許されていいわけがありません。執行部が、結論を、2月末にはは調査結果を出すと言っておりましたけれども、その結論を待たずとも、公共の場の1丁目1番地である、正に公共の場である市役所内で許可なく政党活動が許されないということは、執行部の回答を待つまでもないと思っています。自立した節度ある議会の対応が求められていると考え

ています。職員には、もちろん断る権利があります。しかし、現実には、議会における議決権を持つ議員からの申出に対して、断られない職員がいること、これが弱者の味方を標ぼうする共産党市議団のやり方です。これは地位利用ではないでしょうか。その自覚があるなしにかかわらず、政党の利益、市議団の利益のために、その地位を利用した働きかけであり、正に政治倫理条例違反であると考えています。ここに書いてあります明るいまちについては、後ほど別で説明をさせていただきます。二番目に行きます。立入禁止区域、いわゆるレッドゾーンへの立入り。これは、前市長が一般職員以外の者の立入りを制限するために設けられたイエローゾーン、レッドゾーンというのが、カウンターのところの色が塗ってあって、示されております。レッドゾーンは個人情報、やはりあふれているために、個人情報の流出を避けなければならないという極めて常識的な判断の中で定められたものです。しかしながら、これを平然と立ち入る共産党の市議団、拒否できない執行部の内部的課題はもちろんありますが、執行部が必要と認識するから定めたこのルールを一方的に無視して、議員特権であるような振る舞いで立ち入ることは、議員としての立場を利用した悪質な事例であり、正に政治倫理条例違反であると考えています。三つ目、他人の土地。今回は、行政が管理する土地での勝手な政党宣伝活動の実施です。他人の土地に勝手に立ち入り、車両をとめて街頭演説をすることが許されるのでしょうか。今回は、教育委員会が管理する土地での街頭演説の事例ということで書いております。管理地まで確認しておりませんが、少なくとも教育委員会には、使用許可願が提出されていません。確認いたしました。また、この土地の利用等について、教育委員会がどのように考えているかについて確認したところ、柵をするなどの特別な措置を取っていない土地などについては、開放しているわけではないが、勝手に御利用いただくことについてうんぬん言える状況にないとの回答を頂きました。これは、教育委員会に話を聞きますと、やはり教育委員会なり行政が管理する土地で、柵を付けていないでちゃんと常駐で人がいないような場所を、一つ一つ人が入ったか、子供が遊んでいるかという、そういうことが、いいですよ悪いで



すよと——届出があれば、相談があれば駄目だとか、いいですよとか、言いようがあるけれども、そこまで管理できる状況にないのが現状ですと。ですから、子供たちが空き地で遊ぶのとは違って、議員としての立場を利用したものと市民が受け止める、行政のところだから。俺は議員だから使ってもいいだろうと勝手に利用しているように市民が受け止めるのは、極めて自然であると思っています。川田（後刻「山田」と訂正あり）議員の倫理感は欠如しておいて、正に政治倫理条例違反であると考えております。今回の私の陳情について、共産党の川田（後刻「山田」と訂正あり）さんは、議会運営委員会に出席し、2点について発言したように記憶しています。その二つとは、一つが、この陳情書は、私の陳情書ですね、政治団体から出されたものといった内容でしたが、私個人名で出しております。現職かどうかは知りませんが、自治会長の川田（後刻「山田」と訂正あり）さんと共産党主義の川田（後刻「山田」と訂正あり）さんは同一人物であると言っても、社会的に見れば別人格であると考えています。川田（後刻「山田」と訂正あり）議員には一般常識が通じないようです。二つ目、政党活動に議会が口を出すことはよろしくないのではないかとといった内容であったと思いますが、私が言っているのは、「ただ、法律を守りなさい」という普通の話です。川田（後刻「山田」と訂正あり）さんの思想は、共産党活動が法律の上位にあると言っているようなもので、中国共産党と同様の思想であり、危険人物であると考えざるを得ません。要するに、この議会運営委員会での川田（後刻「山田」と訂正あり）さんの発言も、過剰な議員特権階級意識を持つものであるという錯誤の中で発せられたものであると感じています。正に政治倫理条例違反であると考えております。この大きな三つが今終わりましたので、先ほど申しましたように、新聞赤旗に織り込まれている「明るいまち」について述べます。まず、皆さん御記憶にあるかと思います。森山議員に対する政倫審の請求が市民によって提出され、その後、取り下げられました。その取り下げについて、共産党市議団は、資料にあります「政倫審請求の取り下げをめぐる一連の事態について」と題した書類を議長に提出しています。この前文は、2022年9月4日、ナンバー8

57の明るいまちに掲載されております。これが、新聞赤旗に織り込まれて、職員に配られているというこの事実があります。では、この中身を見てみたいと思います。その内容は全く事実ではなく空想による記事であり、1市民である個人を誹謗中傷するもので、名誉を毀損するものです。そのために、私は、共産党市議団に、この文書に対する公開質問状を出し、その答えを得ました。それに沿って発言を続けます。まず問1について、一連の事態について——ごめんなさい。政倫審請求の取下げをめぐる一連の事態についてのこの文章が長いので、一連の事態についてというふうにこの表題を省略させていただき、発言を続けます。問1について、一連の事態については、この文書が全体として何を目的として書かれた文書なのか、日本語として成立していませんので、目的を聞きました。この一連の事態についてを見ますと、前段があって1から5まで。それで何が言いたいのか。日本語も分からない、まあ有帆小学校に、ちょっとあんまりちゃんとね学校に行っていないようなんですけども、そういうようなものだから、私も公開質問状を出すに当たって、目的が何かを聞かなければならない、ただの悪口文書のように見えて、私も大変困惑したわけですが、その1についての目的は、一つが、議長が政倫審の請求内容を樋口に漏えいさせた疑いがあること。二つ目が、議長が特定の会派に属し、森山氏を守る立場にあるからと。理由を二つ挙げています。この2にある、議長が特定の会派に属して、森山君を守ろうとしたかどうかということは、これは議会のことなんで議会内で処理してください。私は1について、私個人のことを書かれています。私は、請求代表者に会うまで、議長からも他の議員からも、それを作成した矢田松夫議員本人からも、請求書の中身を聞いておりませんし見てもおりません。明らかな虚偽記載であり、人を陥れるものです。このことから、明るいまちの記事には、虚偽記載や、人を陥れる、悪意のあるねつ造記事が含まれており、これが市庁舎内において勧誘、配布、集金等が行われることは、秩序を乱す行為であり許されないもので、自立した議会として自浄作用を発揮させなければならないと考えています。共産党市議団をぶっ壊す。続けます。質問の3について、一連の事態につい

て、提出の際に議長から「預かり」とする旨の申出があり、市議団はそれを両方了承したと、議長からの聞き取りを行った際に、私は回答を得ましたが、共産党市議団は、この回答によると「了承していない」ということでした。また、質問1について、樋口に情報を漏えいさせたような記事があります。議長が漏えいさせたかのような記事がありますが、どちらにしてもこれは議長がうそをついたんでしょうか。どちらかがうそをついているということを明確にする必要があると思っています。議長が虚偽の回答をしているとすれば、責任問題です。しかし、共産党市議団は、それについて、議長に対して抗議もしなければ、何のアクションも起こしていないところを見ると、甚だ疑問だと思っています。議員団個人のSNS等によると、その際にはマスコミも映り込んでいます。新聞社の名前は言いませんけれども、個人的に疑問があれば、また必要があればいつでも言うてください。これは2人のフェイスブック、あるいはブログに出ている記事で、記者の顔がしっかりと映っているものがありますので。この記者に聞いても、公のこれ取材の中身なんでね、記者も隠す必要はないんじゃないかなと思っています。それともう一つ僕は疑問なのは、議会が自分たちで選任した者が「うそつき議長」と言われても、それを容認している現状というのは、おかしい議会だなと僕は思っております。ただし、これらが、もし共産党がうそをついているとなると、明るいまちの記事は、やはり虚偽や人を陥れる、悪意のあるねつ造記事が含まれているということで、これが市庁舎内において、勧誘、配布、集金が行われることは、秩序を乱す行為であり許されないもので、自立した議会として自浄作用を発揮させなければならないと考えています。共産党市議団をぶっ壊す。続いていきます。質問4について。私は、取材を共産党から全く受けていないんです。何を根拠にこのようなねつ造記事を書いたか質問しましたところ、「矢田松夫市議から聞いた。その上で、合理的に推測し、その見解を示した。聴取の必要はないと思った」との回答でした。これは余りにもお粗末の話なので、もう一つ一つ突っ込みませんし説明もしませんが、共産党市議団の2人が、いかにいかげんな者たちの集団であるかというものが明確に見えます。このこ

とから、明るいまちの記事には、虚偽や、人を陥れる、悪意のあるねつ造記事が含まれており、これが市庁舎内において、勧誘、配布、集金等が行われることは、秩序を乱す行為であり許されないもので、自立した議会として自浄作用を発揮させなければならないと考えています。共産党市議団をぶっ壊す。質問状によるものは以上ですが、次の各項目についても、妄想記事であることだけ、お伝えします。記事は、森山議員の問題をわい小化したとありますが、全くのうそです。事実の確認に行っただけです。政倫審の取下げを請求代表者に迫ったとあります。全くのうそであり、ねつ造です。私自身が、取下げを迫る必要がありません。私が仲介者になったわけですが、仲介者になったのは、当事者になるためという分からないちょっと意味が理解できませんが、私には何もメリットもありません。もうチンピラが因縁を付けてくるような一文であると思っております。そして、特定の議員を攻撃するために私がやったと。なぜ私が矢田議員を攻撃するためにこんなことをせにゃいけんのか。矢田議員に私は恨みもない。現実を見て判断できない共産党市議団、正に職務怠慢であると思っております。また、私が必要に、理論的に、設置請求内容をわい小化して、請求代表者に取下げを行うようにやったということを言っているんですが、この中で唯一で当たっていることがありました。理論的に私は請求代表者に話をした、この1点だけ、共産党もぶれずに認めることができましたが、そういう中身がありました。また、原文にあります、樋口晋也氏はこれまでも長谷川知司議員に同様の行為を行っており、議会制民主主義への重大な挑発行為と言っております。長谷川議員と、一時的に、主義主張の食い違いから仲たがいのことがあったのは事実です。しかし、その後、長谷川議員とは、住みよいまちづくりに取組たいとの基本的考え方について共有していることが確認できましたので、握手させていただきました。現在は、私の一方的な思いかもしれませんが、長谷川議員とは、保守政治による本市発展を願う同士との思いを持っているところです。何も知らないまま、一方的に名前を出された長谷川議員には失礼な話であり、配慮のかけらも見当たらない、正に共産党ぶっ壊す必要があると思っております。また、そのとき

に一緒の名前で出ておりました、一方で、川田（後刻「山田」と訂正あり）議員については、議員の皆さんのほうがよく御存じだと思いますが、改選前に、市内の事業者をブラック企業と批判し、地方卸売市場の問題でも、取材を行わず、臆測記事で市民を巻き込み、追い込んでいったこともあります。また、何より、去年の改選前に、この川田（後刻「山田」と訂正あり）議員は、問責決議を受けている大変非常識な議員であることは皆さん御承知のとおりであります。このような幼稚な議員に、私は対抗措置を取る権利を行使しただけです。要するに、川田（後刻「山田」と訂正あり）議員は、弱者である市民を追い込み、傷つけ、さらし者に行っているのです。この日本国において、日本共産党市議団は、国民主権のもとになる議会制民主主義も理解できず、市民を圧迫する強権政治を目指していることは明らかであります。未開示の調査請求書を、樋口に渡した者がいることは明白との記載があります。なぜ、その後に開催された政倫審で、私にそのことを聞かないのか。私には、答えるすべが、答えがありました。しかし、聞かれませんでした。ただの言いがかりです。だから、有帆小学校からやり直しなさいと中島君に助言したところであります。この場をお借りして言いますが、中島君、分からないなら次からちゃんと質問しなさい。これらのことから、明るいまちの記事には、虚偽や人を陥れる、悪意のあるねつ造記事が含まれており、これが、市庁舎内において勧誘、配布、集金等が行われることは、秩序を乱す行為であり許されないもので、自立した議会として自浄作用を発揮させなければならないと考えています。共産党市議団をぶっ壊す。また、市議会の正常化を求める市民の会というのが立ち上がったわけですが、矢田松夫、川田（後刻「山田」と訂正あり）伸幸、中島好人議員の指導で、これが設立され、その会が議長宛てに提出しました要望書も、SNSで確認したので情報公開手続で入手し、回答書も入手いたしました。確認の上で、議長に公式に取材を行ったところ、その会の申し入れた方々に説明をしたら、御納得いただけたようであったとのお話がありましたが、この要望書については、先ほど言いましたように、ネットにもアップされており、この明るいまちにも記載、掲載されているわけですが、

議長の回答書については、無視されたままです。その回答書は、10月28日付けで出されているもので、要するにもう1か月以上の時間がたっているにもかかわらず。明るいまちの記事は、結局自分たちの臆測に沿うようにねつ造し、好き放題に書きまくり、自分たちに都合が悪いことは、今回のように無視すると。大変ひきょうなやり方です。これらのことから、明るいまちの記事には虚偽や人を陥れる、悪意のあるねつ造記事が含まれており、これが庁舎内において勧誘、配布、集金等が行われることは秩序を乱す行為であり、許されないものであり、自立した議会として自浄作用を発揮させなければならないと考えています。共産党市議団をぶっ壊す。続きます。明るいまちでは、私、樋口は1市民であるにもかかわらず、実名にて公開され、ねつ造記事を書かれ、誹謗中傷を受けております。それらについて、議会において、公式な発言として、有帆小学校の中島君は、樋口は普通の市民ではないとの差別発言をしています。政治や行政に関心を持つ者は、普通の市民ではない。政治活動をする者は普通の市民ではないと。どっかで聞いた話です。ギャンブルする者は横領する。アルバイトをする者は生活に窮している。共産党市議団特有の人間差別があらわになっていると感じています。このように、今どきの3流週刊誌でも配慮して書かないねつ造記事をもって、それを市庁舎内で勧誘されれば、職員は、自分のことを書かれるんじゃないだろうか。職員が恐れることは容易に想像できます。そして、共産党市議団は、職員から集めたお金で、次のターゲットがねつ造や誹謗中傷を受けるといふ被害に遭う、そういう負の連鎖を作るに至っている、それが現状だと認識しています。この負の連鎖を脱却することが大切です。もちろん、その勧誘を受けるか受けないかは、職員次第です。また、その行為の是非は、執行部が庁内の運営規則等によって定めるべきものですが、そのような非常識な議員には、議会としてしっかりと対応することが議会に求められており、しっかりとした処分をお願いしたい。そうでなければ、市議会の市民からの信頼は失墜するのではないかと感じております。あ、終わりになりますけども、すみません、山田伸幸という名前と川田伸幸、名前を間違っておりましたので、全て訂正しておわび申

し上げます。失礼いたしました。ただ、僕の率直な、あくまでも私見ですが、共産党のあるいは公明党の先人たちは、庁内でこういう活動を行うのに汗をかいてきたと僕は思っています。主義主張は違えど、やっぱり庁内で「いや、勝手なことをするな」って、まあ怖いとは言いながらも、なかなかそのハードルって高かったんじゃないのかなと。しかし、そういう先人たちの苦労の上にあぐらをかいて、共産党は何を言っても許される何をやっても許される、政党への政党活動の干渉をするのは許されない、議会制民主主義への挑発だ。何を言いよんか……ちょっと変なんやないんかと。僕は、あぐらをかいているだけの市議団を認めるつもりはありません。これは私見ですが。執行部によると、先ほど申しましたように、調査の結果が2月末までに出されるということでございましたが、先ほどの、いや、先日の一般質問でありましたように、その事実があるということは、認定をされております。議会においては、市民が100名の署名を集める前に、議会としてアクションを起こしていただきたい。そのことを切に願って、私の意見陳述を終わります。共産党市議団をぶっ壊す。ありがとうございました。

大井淳一郎委員長 以上、参考人から説明がありました。これから質疑に入りたいと思います。樋口さん、項目の二番目、三番目になるのかな、山田議員が竜王中学校正門前、教育委員会が管理する土地で街宣活動ということなんですが、これは時間、例えば学校中とか、夜やったとか、土曜日、日曜日だったとか、その辺はわかりますか、事実関係が。

樋口晋也参考人 明確には記憶しておりません。ただ、授業中ではなかったと記憶しております。以上です。

大井淳一郎委員長 分かりました。ありがとうございます。そのほか委員からあれば。

宮本政志副委員長 今、委員長の質問に少し重なるんですけど、この竜王中学

校の正門前の街宣活動、その下には教育委員会に許可は取られていないとのことですので、これ断言していらっしゃるってことは、いついつ、こういうことがあったけど、このときに教育委員会から許可を取ったかというふうな形で確認されたんでしょうか。それとも、こういう街宣活動をすることについて、今まで許可を出したことがあるかというような確認のされ方をしたんですか。

樋口晋也参考人 昨年だったか、ちょっとすみません、記憶が飛ぶんですが、ただ、教育委員会に確認したんですが、この四、五年以上前になると、はっきり明言できませんが、この近年にそういう手続は、書類の類いは一切出ておりませんということで確認を取っております。

大井淳一郎委員長 そのほか、委員から、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終了します。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝します。頂きました貴重な御意見等は、今後本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、ここで暫時休憩します。

---

午後 4 時 1 6 分 休憩

---

---

午後 4 時 2 1 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。ただいま、二つの陳情書について、御意見をお伺いしたわけですが、今後の進め方について、皆さんと協議したいと思います。委員から何か意見があれば、お願いしたいと思います。

宮本政志副委員長 一応、今日の議事録が出来上がって、それに目を通さない



と、正確な議論に入りにくいので、まず、その議事録ができてから、その後この陳情等についての議論に入りたいなと思うんですけど。

大井淳一郎委員長 副委員長から御提案がありました。皆さん、その方向でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように対応したいと思います。それでは続きまして、付議事項４点目になります。その他で、皆さんからありますか。（発言する者あり）ちょっと待ってください。事務局、何かありますか。では、副委員長。

宮本政志副委員長 今後の議運の進め方の中で、政倫審の条例の件もいろいろ議論したいところもありますし、政党会派とか、それに伴う議運の出席等もそれと恐らく絡んでくるでしょうし、もろもろのことも、この議運の中で、そうそう先延ばしじゃなくて、近いうちに議論に入っていきたいなというのは、創政会でも話があります。

大井淳一郎委員長 副委員長からありましたが、懸案事項が幾つかあります。政治倫理条例の改正、それから政党会派の取扱い、あとちょっと私がこの前言いまして代表質問についても、早急にやらないといけないと思っていますので、これらについて、議運を開いて協議したいと思っています。そのほか、皆さんから、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですか。事務局もよろしいですか。それでは、以上をもちまして、第３１回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後４時２４分 散会

---

令和４年（２０２２年）１２月１２日

議会運営委員長 大井 淳一郎